

外国人介護職員を雇用できる4つの制度を比較してみましょう

※平成31年4月1日時点の情報に基づく

	EPA EPA(経済連携協定)に基づく 外国人介護福祉士候補者 の雇用
制度の目的	介護福祉士の国家資格取得を目的とした受入れ (国際連携の強化)
送出国	インドネシア、フィリピン、ベトナム
在留資格	「特定活動」
在留期間	介護福祉士の国家資格取得前：原則4年（一定の 条件を満たせば5年） 介護福祉士の国家資格取得後：制限なしで更新可能
家族の帯同	介護福祉士の国家資格取得後：家族（配偶者・子ども） の帯同が可能
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<input type="checkbox"/> インドネシア・フィリピン 現地で6か月研修後、日本語能力試験N5程度以上 で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護 事業所で就労 <input type="checkbox"/> ベトナム 現地で12か月研修後、日本語能力試験N3以上の 合格で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから 介護事業所で就労
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<input type="checkbox"/> インドネシア 「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」又は 「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府 による介護士認定」 <input type="checkbox"/> フィリピン 「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」又は「4 年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」 <input type="checkbox"/> ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の受験が必須 不合格でも一定点数以上を取得できていれば1年 間に限り滞在延長後の再受験が特例として可能 ※帰国後も在留資格「短期滞在」で再度入国し国家 試験を受験することが可能 受入機関となる事業所は、国家資格取得のため の研修とその支援体制を整えることが必須
受入調整機関等	JICWELS（公益社団法人 国際厚生事業団）
勤務できる サービスの種類	以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載 介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、 通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業 所の訪問系サービスも可能
配置基準に 含まれるまで の期間	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに 配置基準に含まれる。その他の場合は、雇用して 6か月たてば含まれる
夜勤の可否	介護福祉士の国家資格取得前：雇用して6か月経過、 もしくは日本語能力 試験N1またはN2 合格であれば可能 介護福祉士の国家資格取得後：可能
同一法人内の 異動の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能
介護職種での 転職の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能（ただし、在留資格 変更の許可が必要）

	介護 日本の介護福祉士養成校を 卒業した「介護」をもつ 外国人の雇用
制度の目的	専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ
送出国	制限なし
在留資格	「介護」 ※ただし、介護福祉士の国家資格取得前 (介護福祉士養成校に在籍中)は、「留学」
在留期間	制限なしで更新可能
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同が可能
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>〈日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生 受入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点〉 日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験でN2以上に合格した者 法務大臣により告示されている日本語教育機関で 6か月以上教育を受け、入学選抜のための日本語試験 でN2相当以上と確認された者 日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者 BJTビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	—
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の受験が必須 平成29-33年度の介護福祉士養成校卒業者は 卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験 に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる
受入調整機関等	なし（介護事業所の自主的な採用活動）
勤務できる サービスの種類	制限なし
配置基準に 含まれるまで の期間	雇用してすぐに、配置基準に含まれる
夜勤の可否	可能
同一法人内の 異動の可否	可能
介護職種での 転職の可否	可能

	技能 実習 技能実習制度を活用した 外国人(技能実習生)の雇用
制度の目的	日本から相手国への技能移転（国際貢献）
送出国	制限なし
在留資格	1年目：「技能実習1号」 2～3年目：「技能実習2号」 4～5年目：「技能実習3号」
在留期間	技能実習1号：最長1年 技能実習2号（技能実習評価試験の合格後1号から移行）：最長2年 技能実習3号（技能実習評価試験の合格後2号から移行）：最長2年 合計 最長5年（優良な監理団体及び実習実施者の場合）
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同は不可
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>入国時： 日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件</p> <p>入国から1年後（2号移行時）： N3程度が要件</p> <p>※1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている 事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶ ことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することが可能</p>
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<p>団体監理型の場合： 外国において「同等業務従事経験」があること、又は技能 実習に従事することを必要とする特別な事情があること</p> <p>企業単独型の場合： 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所 の職員であること</p>
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更 することが可能
受入調整機関等	団体監理型：各監理団体 企業単独型：各企業
勤務できる サービスの種類	訪問系サービス以外
配置基準に 含まれるまで の期間	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準 に含まれる。その他の場合は、雇用して6か月たてば、含め られる
夜勤の可否	条件※付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、 業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実 習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うの は2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
同一法人内の 異動の可否	可能 ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要 と認められた場合に限る
介護職種での 転職の可否	原則、不可

	特定 技能 在留資格「特定技能1号」をもつ 外国人の雇用
制度の目的	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の 受入れ
送出国	制限なし
在留資格	「特定技能1号」
在留期間	最長5年
家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同は不可
外国人 介護職員に 求められる 日本語能力	<p>入国前の試験等で下記の日本語能力水準を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力 介護の現場で働く上で必要な日本語能力 <p>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を 修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているもの とし、試験等を免除</p>
外国人 介護職員に 求められる 介護等の 知識・経験等	<p>入国前の試験等で下記の技能水準を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入れ業種で適切に働くために必要な水準 <p>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を 修了した者は、必要な技能水準を満たしているものとし、 試験等を免除</p>
介護福祉士の 国家試験の 受験義務	なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更 することが可能
受入調整機関等	登録支援機関によるサポート
勤務できる サービスの種類	訪問系サービス以外
配置基準に 含まれるまで の期間	雇用してすぐに、配置基準に含まれる (ただし、6か月間受入れ施設におけるケアの安全性を確保 するための体制が必要)
夜勤の可否	可能
同一法人内の 異動の可否	可能
介護職種での 転職の可否	可能